s　「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

v　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

x　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

y　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

z　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc　項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd　項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ee　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ff　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

gg　項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

hh　項番17「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番９「合計」の項の額と一致する。

ii　項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番８ｃ「当期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

jj　項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

kk　項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ll　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

mm　項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。